

京都市告示第461号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年11月17日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
南禅寺経1号線	左京区南禅寺北ノ坊町1番地の3地先から同町29番地の9地先まで	告示の日
山科大塚緯21号線	山科区大塚丹田19番地の6地先から同町18番地の1地先まで	同上
嵯峨経187号線	右京区嵯峨観空寺岡崎町23番地の2地先から同町21番地の7地先まで	同上
羽束師21号線	伏見区羽束師菱川町53番地の2地先から同町53番地の1地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)